

岐阜県知事 様

誓 約 書

岐阜県新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業支援金（理美容所）に関して、次のとおり誓約します。

- 令和 2 年 7 月 9 日時点で、開設の届出書に記載した開設の場所で理容所又は美容所の営業を行っており、かつ、同日後も営業を継続して実施します。
- 「コロナ社会を生き抜く行動指針」に従い、下記に例示する感染防止対策を今後も徹底して行います。
  - ・ 感染防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」の選任
  - ・ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先の把握
  - ・ 利用者同士の間隔確保（できるだけ 2 m。最低 1 m）、会計時等の行列の間隔確保
  - ・ 予約制の導入等による入場人数のコントロールや入場時の健康確認
  - ・ 施設内の定期的な換気
  - ・ 従業員のマスク着用及び利用者へのマスク着用の呼びかけ
  - ・ キャッシュレス決済の積極的導入
  - ・ 入口及び施設内に手指消毒設備を設置し、従業員及び利用者の手指消毒を徹底
  - ・ ペーパータオルの設置（トイレ等での共用タオル・ハンドドライヤーの禁止）
  - ・ 複数の従業員や利用者が共有する物品や多数の人が触れる箇所の重点的な消毒
  - ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミは、しっかりと密閉して廃棄
  - ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことの周知徹底
  - ・ 従業員の健康チェックをし、体調不良（家族を含む。）の場合は、必ず休養
  - ・ 従業員の制服や衣類は、毎日洗濯ないし交換
  - ・ 従業員の日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底
  - ・ 利用者への呼びかけ
  - ・ 待合室での利用者間の距離の確保

※本誓約書を提出いただいた方には、「新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー」を配布します。二重配布を避けるため、既にステッカーの申込み又は配布を受けている方は、□に✓を入れてください。 □

- 虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
- 岐阜県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支援金の交付を受けた事業者名、対象施設などの情報が公表されることに同意します。
- 申請事業者又はその代表者、役員その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団又は暴力団員が、申請事業者の経営に事実上参画していません。

申 請 者 住 所

申 請 者 氏 名

〔法人にあっては名称  
及び代表者職・氏名〕

印